

介護老人保健施設 すみよし 短期入所療養介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会医療法人社団新都市医療研究会〔関越〕会が開設する指定介護老人保健施設に併設する短期入所療養介護施設(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある短期入所者に対し、適正な療養介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次の通りとする。

- 一 名 称 介護老人保健施設 すみよし
- 二 所在地 坂戸市大字塚越769番地
- 三 定 員 介護老人保健施設の空ベッドの範囲

(施設の職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者は、介護老人保健施設すみよしの従業者が兼務することとし、職務内容も同様とする。

(指定短期入所療養介護の内容)

第5条 指定短期入所療養介護の内容は、次の通りとする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者とする。
- 二 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規程する短期入所療養介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で

必要な援助を行う。

- 三 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当っては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 四 指定短期入所療養介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者的心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行う。

(短期入所療養介護計画の作成)

- 第6条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議のうえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成するものとする。
- 2 管理者は、上記の短期入所療養介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容について説明するものとする。
 - 3 訪問介護計画の作成に当っては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(指定短期入所療養介護の利用料及びその費用の額)

- 第7条 指定短期療養介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。
- 2 入所者から自宅から施設までの送迎を依頼された場合の料金は、厚生労働大臣が定めた基準によることとする。
 - 3 その他の費用は、居室料、食事料(特別な調理を要するものはその実費)、理容等日常生活上の便宜に係る費用については実費とし、ただし、その額については、別に定めるとともに利用者の分り易い場所に掲示する。

(事業区域)

- 第8条 通常の送迎の実施区域は、坂戸市、鶴ヶ島市、川越市(上広谷・下広谷地域のみ)、川島町(八幡地域のみ)とする。

(サービス利用に当つての留意事項)

- 第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。
- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
 - 二 火気の取扱に注意すること。
 - 三 けんか、口論、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定短期入所療養介護の提供に当る者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに必要な医療を行う等、診療について適切な措置を行うこととする。

(非常災害対策)

第11条 管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現にする養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 管理者は、従業者の資質向上を図るための機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 繼続研修 年1回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記するものとする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会医療法人社団 新都市医療研究会[関越]会の理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

令和6年9月1日に一部改訂する。